

## 相続の承認又は放棄をすべき期間 管業 R01-01-3 《#450》

【問】 正誤をつけよ。

相続の放棄は、**相続の開始があった時から3箇月以内**にしなければならない。

【答え】 誤り

### 《ポイント》 相続の承認又は放棄をすべき期間

相続人は、**自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内**に、相続について、**単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない**。（民法 915 条 1 項本文）

### 《補講》 法定単純承認

次に掲げる場合には、相続人は、**単純承認をしたものとみなす**。

二 相続人が**第 915 条第 1 項の期間内に限定承認又は相続の放棄をしなかったとき**。  
（民法 921 条 2 号）